

平成 20 年 10 月 30 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号
ラサール ジャパン 投資 法人
代表者名 執行役員 田 中 政 行
(コード番号：8974)

資産運用会社名
ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山 中 智
問合せ先
取締役経営企画部長 横 山 真 人
(TEL. 03-3595-6700)

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 20 年 10 月 17 日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成 20 年 12 月 19 日に第 4 回投資主総会を開催する予定であり、平成 20 年 10 月 30 日開催の役員会におきまして、規約の一部変更及び役員選任に関し、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、平成 20 年 12 月 19 日に開催される本投資法人の第 4 回投資主総会において承認されることにより、有効となります。

記

1. 規約の一部変更について

変更理由は、以下の通りです。

- ①租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、当該定義の変更その他必要な字句等の修正を行うものです。
- ②投資主総会における議決権行使の取扱いの明確化のため、第 13 条の 2 を新設するものです。
- ③投資口電子化に対する対応のため、字句等の修正を行うものですが、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）の施行を条件とする停止条件付きの変更となるため、附則において、その旨を規定するものです。
- ④その他、字句の修正、表現の明確化、統一等を行うものです。
(規約変更の詳細については、別紙「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 執行役員選任について

提案理由は以下の通りです。

執行役員田中政行氏は、平成 21 年 4 月 5 日をもって任期満了となりますが、平成 20 年 12 月 19 日をもって辞任したい旨の申し出があったため、新たに執行役員 1 名の選任をお願いするものであります。
(執行役員選任の詳細については、別紙「第 4 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 監督役員選任について

提案理由は以下の通りです。

監督役員松丸洋行氏及び藤井和典氏は、平成21年4月5日をもって任期満了となりますが、平成20年12月19日をもって一旦辞任し、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。

(監督役員選任の詳細については、別紙「第4回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

4. 投資主総会等の日程

平成 20 年 10 月 30 日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成 20 年 12 月 4 日	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成 20 年 12 月 19 日	投資主総会（予定）

以 上

添付資料

- ・ 第 4 回投資主総会招集ご通知

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.lasalle-jreit.com/>

平成 20 年 12 月 4 日

投資主各位

東京都千代田区永田町二丁目 13 番 10 号
ラサール ジャパン 投資 法人
執行役員 田 中 政 行

第 4 回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第 4 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成 20 年 12 月 18 日（木曜日）午後 6 時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項の規定に基づき、現行規約第 13 条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第 13 条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成 20 年 12 月 19 日（金曜日）午後 1 時 00 分
2. 場 所：東京都千代田区丸の内 2-4-1 丸ビル 8 階
丸ビル ホール&コンファレンススクエア Room 4
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第 1 号議案：規約一部変更の件
第 2 号議案：執行役員 1 名選任の件
第 3 号議案：監督役員 2 名選任の件

以上

（お願い）

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人がご出席の際は、議決権を有する他の投資主の方 1 名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、委任状を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行うラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催しますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.lasalle-jreit.com/>）に掲載しますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

(1) 変更の理由

- ①租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号、その後の改正を含みます。）の改正に伴い、当該定義の変更その他必要な字句等の修正を行うものです。
- ②投資主総会における議決権行使の取扱いの明確化のため、第 13 条の 2 を新設するものです。
- ③投資口電子化に対する対応のため、字句等の修正を行うものですが、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）の施行を条件とする停止条件つきの変更となるため、附則において、その旨を規定するものです。
- ④その他、字句の修正、表現の明確化、統一等を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します。)

現行規約	変更案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 4 条（記載省略）	第 1 条～第 4 条（現行通り）
第 2 章 投資口	第 2 章 投資口
第 5 条（発行可能投資口総口数）	第 5 条（発行可能投資口総口数）
1. （記載省略）	1. （現行通り）
2. 本投資法人は、前項に規定する <u>投資口の総口数</u> の範囲内において、役員会の承認を得た上で、 <u>投資口の追加発行ができるものとする。この場合において、投資口の発行価額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な価額として役員会で承認を得た価額とする。</u>	2. 本投資法人は、前項に規定する <u>発行可能投資口数</u> の範囲内において、役員会の承認を得た上で、 <u>その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会で承認を得た金額とする。</u>
第 6 条（記載省略）	第 6 条（現行通り）
第 7 条（投資口の払戻し）	第 7 条（投資口の払戻し）
本投資法人は、投資主（ <u>証券保管振替制度に関する実質投資主（以下「実質投資主」という。）を含む。以下同じ。）</u> ）の請求による投資口の払戻しを行わない。	本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わない。

第8条（投資口取扱規則）

本投資法人の発行する投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録及び投資証券の再発行、その他投資口及び投資証券に関する取扱い及び手数料については役員会において定める投資口取扱規則による。

第9条（記載省略）

第3章 投資主総会

第10条～第11条（記載省略）

第12条（決議）

1. （記載省略）
2. 本投資法人は、法令に基づき投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができる。

第13条（記載省略）

（新設）

第14条（議決権の代理行使）

1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主を代理人として、議決権を行使することができる。
2. （記載省略）

第15条（記載省略）

第4章 役員及び役員会

第8条（投資口取扱規則）

本投資法人の投資主名簿への記載又は記録、その他投資口に関する取扱い及び手数料については役員会において定める投資口取扱規則による。

第9条（現行通り）

第3章 投資主総会

第10条～第11条（現行通り）

第12条（決議）

1. （現行通り）
2. 本投資法人は、法令に基づき投資主総会の招集公告をする日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。ただし、必要があるときは、役員会の決議により、予め公告して、一定の日における投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき投資主とすることができる。

第13条（現行通り）

第13条の2（書面又は電磁的方法による議決権の行使）

1. 書面による議決権の行使は、投資主が議決権を行使するための書面（以下「議決権行使書面」という。）に必要な事項を記載し、法令で定める時までに当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。
2. 電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行う。
3. 前2項の規定により、書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

第14条（議決権の代理行使）

1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. （現行通り）

第15条（現行通り）

第4章 役員及び役員会

第16条～第19条（記載省略）

第20条（役員会の決議）

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。

第21条～第24条（記載省略）

第5章 資産運用

第25条（記載省略）

第6章 計算

第26条（記載省略）

第27条（資産評価の方法、基準及び基準日）

1. 本投資法人は、資産の評価を、以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。

- (1) （記載省略）
- (2) 別紙1 2.(1)④乃至⑥に掲げる信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分
信託財産又は別紙1 2.(1)⑥に規定する特定資産（以下「匿名組合出資持分」という。）の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価する。
- (3) （記載省略）
- (4) （記載省略）
- (5) （記載省略）
- (6) （記載省略）
 - ①（記載省略）
 - ②（記載省略）
 - ③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。

第16条～第19条（現行通り）

第20条（役員会の決議）

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その出席者の過半数をもって決する。

第21条～第24条（現行通り）

第5章 資産運用

第25条（現行通り）

第6章 計算

第26条（現行通り）

第27条（資産評価の方法、基準及び基準日）

1. 本投資法人は、資産の評価を、原則として以下に定める方法及び基準により、以下に定める日を基準日として行うものとする。

- (1) （現行通り）
- (2) 別紙1 2.(1)④乃至⑥に掲げる信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分
信託財産又は別紙1 2.(1)⑥に規定する特定資産（以下「匿名組合出資持分」という。）の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額により評価する。
- (3) （現行通り）
- (4) （現行通り）
- (5) （現行通り）
- (6) （現行通り）
 - ①（現行通り）
 - ②（現行通り）
 - ③上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準その他一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとし、さらに

(7) その他

上記に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って算出された価額により評価する。

2. (記載省略)

(1) (記載省略)

(2) 別紙1に掲げる信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとする。

3. (記載省略)

第28条 (金銭の分配)

(記載省略)

(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額 (以下「分配可能金額」という。) は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される利益とする。

(2) 分配金額は、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。) 第67条の15 (以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。) に規定される本投資法人の配当可能所得の金額 (以下「配当可能所得」という。) の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする (ただし、分配可能金額を上限とする。)。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金及び

金融商品に関する会計基準により特例処理の要件を充足するものについては、特例処理を適用することができるものとする。

(7) その他

上記に定めのない資産については、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って算出された価額により評価する。

2. (現行通り)

(1) (現行通り)

(2) 別紙1に掲げる信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産、不動産の賃借権及び地上権の場合は前号に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の評価額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとする。

3. (現行通り)

第28条 (金銭の分配)

(現行通り)

(1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額 (以下「分配可能金額」という。) は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算される利益 (貸借対照表 (投信法第131条第2項の承認を受けたもの) に限る。以下同じ。) 上の純資産から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいう。以下同じ。) とする。

(2) 分配金額は、租税特別措置法 (昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。) 以下「租税特別措置法」という。) 第67条の15 (以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。) に規定される本投資法人の配当可能所得の金額 (以下「配当可能所得」という。) の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする (ただし、分配可能金額を上限とする。)。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立

引当金等を積み立てることができる。

- (3) (記載省略)
- (4) (記載省略)
- (5) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。

第29条 (記載省略)

第7章 会計監査人

第30条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会において選任する。

第31条～第32条 (記載省略)

第8章 借入金及び投資法人債

第33条 (借入金)

1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。ただし、かかる借入れは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号。その後の改正を含む。）第22条の19第1項で定めるものに限る。）からのものに限るものとする。
 - (1) (記載省略)
 - (2) (記載省略)
 - (3) (記載省略)
2. (記載省略)

第34条 (投資法人債)

1. (記載省略)
 - (1) (記載省略)
 - (2) (記載省略)
 - (3) 投資法人債の発行により調達した資金の使途に関する事項
資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等に用いる。

金及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができる。

- (3) (現行通り)
- (4) (現行通り)
- (5) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配する。

第29条 (現行通り)

第7章 会計監査人

第30条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。

第31条～第32条 (現行通り)

第8章 借入金及び投資法人債

第33条 (借入金)

1. 本投資法人は、以下の条件に従い、借入れを行うことができるものとする。ただし、かかる借入れは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「金融商品取引法」という。）第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するものに限る。）からのものに限るものとする。
 - (1) (現行通り)
 - (2) (現行通り)
 - (3) (現行通り)
2. (現行通り)

第34条 (投資法人債)

1. (現行通り)
 - (1) (現行通り)
 - (2) (現行通り)
 - (3) 投資法人債の発行により調達した資金の使途に関する事項
資産の取得若しくは修繕等、分配金の支払又は債務の返済（敷金及び保証金の支払、借入金の返済並びに投資法人債の償還を含む。）等に用いる。ただし、短期投資法人

2. (記載省略)

第9章 費用等

第35条～第36条 (記載省略)

(新設)

別紙1

資産運用の対象及び方針

1. (記載省略)
2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲

本投資法人は、以下に掲げる不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする不動産対応証券等に投資する。

- (1) 不動産等とは以下に掲げるものをいう。
 - ① (記載省略)
 - ② (記載省略)
 - ③ (記載省略)
 - ④不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）
 - ⑤ (記載省略)
 - ⑥ (記載省略)
- (2) (記載省略)
- (3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。

債の発行により調達した資金の用途又は目的については、法令に定める範囲に限るものとする。

2. (現行通り)

第9章 費用等

第35条～第36条 (現行通り)

附則

1. 本規約第7条、第8条及び別紙1 2.本文の改正は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という。）の施行日より有効となるものとする。
2. 本附則前条及び本条は、決済合理化法の施行後、これを削除するものとする。

別紙1

資産運用の対象及び方針

1. (現行通り)
2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲

本投資法人は、以下に掲げる不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする不動産対応証券等に投資する。有価証券に表示されるべき権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていないものを含むものとする。

- (1) 不動産等とは以下に掲げるものをいう。
 - ① (現行通り)
 - ② (現行通り)
 - ③ (現行通り)
 - ④不動産、不動産の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含む。）
 - ⑤ (現行通り)
 - ⑥ (現行通り)
- (2) (現行通り)
- (3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。

<p>①a.～n. (記載省略) (新設)</p> <p>② (記載省略)</p> <p>③ (記載省略)</p> <p>④ (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>3.～5. (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">別表 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用会社に対する資産運用報酬 (記載省略)</p> <p>(注1) 資産総額</p> <p>本投資法人の貸借対照表 <u>(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)</u> に記載された資産合計額。</p> <p>(注2) ～ (注5) (記載省略)</p>	<p>①a.～n. (現行通り)</p> <p><u>o.有価証券 (投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。)</u> 第3条第1号に定めるもの (ただし、上記(1)、(2)及び本(3)①a.乃至n.に掲げる資産に該当するものを除く。) をいう。)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③ (現行通り)</p> <p>④ (現行通り)</p> <p>(4) (現行通り)</p> <p>3.～5. (現行通り)</p> <p style="text-align: right;">別表 1</p> <p style="text-align: center;">資産運用会社に対する資産運用報酬 (現行通り)</p> <p>(注1) 資産総額</p> <p>本投資法人の貸借対照表に記載された資産合計額。</p> <p>(注2) ～ (注5) (現行通り)</p>
--	---

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員田中政行氏は、平成21年4月5日をもって任期満了となりますが、平成20年12月19日をもって辞任したい旨の申し出があったため、新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、任期は平成20年12月20日より2年間となります。

また、執行役員選任に関する本議案は、平成20年10月30日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴
<p style="text-align: center;">やま なか さとる 山 中 智 (昭和29年2月13日)</p>	昭和53年4月 住友生命保険相互会社 入社
	昭和62年7月 スミトモライフリアルティ (ニューヨーク) 副社長 ロサンゼルス支店長
	平成6年4月 住友生命保険相互会社 不動産部長代理
	平成9年10月 同社 個人ローン部 (本社) 個人ローン課長
	平成12年4月 同社 不動産部 上席部長代理
	平成13年5月 日本ビルファンドマネジメント株式会社 出向
	平成13年6月 日本ビルファンドマネジメント株式会社 取締役 運営本部長
	平成17年4月 住友生命保険相互会社 不動産部 担当部長
	平成18年1月 株式会社ニューシティコーポレーション 執行役員 上席副社長
	平成20年9月 ラサール インベストメント マネージメント株式会社 入社 REIT 企画室 ディレクター
	平成20年10月 ラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社 出向 代表取締役社長 (現任)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているラサール インベストメント アドバイザーズ株式会社の取締役であるため、本投資法人の執行役員に就任した場合には金融商品取引法第31条の4第4項に基づき遅滞なく内閣総理大臣に届け出ます。

第3号議案 監督役員2名選任の件

監督役員松丸洋行氏及び藤井和典氏は、平成21年4月5日をもって任期満了となりますが、平成20年12月19日をもって一旦辞任し、改めて監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、任期は平成20年12月20日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	まつ まる ひろ ゆき 松 丸 洋 行 (昭和39年3月14日)	昭和63年10月 太田昭和監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成4年9月 有限会社原木中山ゴルフセンター 監査役就任(現任) 平成4年11月 センチュリー監査法人(現:新日本有限責任監査法人) 入所 平成15年5月 税理士登録 平成15年7月 クリア会計事務所開業 平成17年2月 有限会社クリア会計事務所 取締役就任(現任) 平成17年4月 イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投資法人) 監督役員就任(現任) 現在に至る
2	ふじ い かず のり 藤 井 和 典 (昭和36年9月28日)	昭和60年4月 住友商事株式会社 入社 平成17年3月 住友商事株式会社 退社 平成17年4月 司法研修所 平成18年10月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 成和共同法律事務所(現:成和明哲法律事務所) 入所 平成20年1月 イーアセット投資法人(現:ラサール ジャパン投資法人) 監督役員就任(現任) 現在に至る

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別な利害関係はありません。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第13条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。